

新市の事務所の位置等検討小委員会

第1回会議資料

日 時：平成16年4月9日（金） 午後1時30分～
場 所：粉河ふるさとセンター 2階 視聴覚室

那賀5町合併協議会

会 議 次 第

1 開 会

2 委員の紹介

3 事務局職員の紹介

4 委員長及び副委員長の選出について

5 委員長挨拶

6 会議録署名委員の指名

7 協議事項

(1) 小委員会の運営方針について

(2) 新市の名称の選定方法等に関することについて

新市の名称の選定方法（案）について

具体的な公募条件の設定について

新市の名称募集要項（案）について

新市の名称候補選定基準（案）について

新市の名称に関するスケジュール（案）について

募集チラシ（案）について

(3) 新市の事務所の位置の選定に関することについて

新市の事務所の位置等検討小委員会の審議事項について

新市の事務所の位置について

新市の事務所の事務の方式について

新市の事務所の建設の是非について

8 その他

9 次回開催日程等について

10 閉 会

新市の事務所の位置等検討小委員会委員・事務局職員名簿

委員名簿

町名	職名	氏名	備考
打田町	町長	根来公士	
	議長	木戸昌明	
	学識経験者	奥順司	
粉河町	町長	服部 一	
	議長	高橋 一正	
	学識経験者	大西 洋太郎	
那賀町	町長	東 健児	
	議長	原 延治	
	学識経験者	藤田 佐代子	
桃山町	町長	山下 忠男	
	議長	大森 道夫	
	学識経験者	西平 美和	
貴志川町	町長	中村 慎司	
	議長	高田 英亮	
	学識経験者	田村 美代子	
那賀振興局	局長	堂本 正秀	

事務局職員

役職	所属	氏名	備考
事務局長	那賀町	黒田 敏弘	
事務局次長	粉河町	奥谷 敏夫	
事務局参与	和歌山県	小島 大	
総務課長	桃山町	栗山 房大	
調整課長	貴志川町	狭間 秋大	
計画課長	打田町	岩坪 純司	
総務課長補佐	打田町	半田 雅己	
総務課長補佐	那賀町	乾 浩二	
総務課長補佐	貴志川町	栗本 宗彦	
総務課係長	粉河町	中村 健	

委員長及び副委員長の選出について

新市の事務所の位置等検討小委員会の委員長及び副委員長は、那賀5町合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会規程第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により選出する。

職名	氏名	町名	備考
委員長			
副委員長			

那賀5町合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会規程

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(1) 小委員会の運営方針について

新市の事務所の位置等検討小委員会の会議の運営等については、那賀5町合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会規程によるものとし、これらに定める事項以外の小委員会の会議の運営については、那賀5町合併協議会会議運営規程、那賀5町合併協議会会議録等閲覧に関する要綱の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「議長」とあるものは「委員長」と読み替えるものとする。

小委員会では、那賀5町合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会規程第2条の規定に基づき、次に掲げる事項について、調査又は審議を行うものとする。

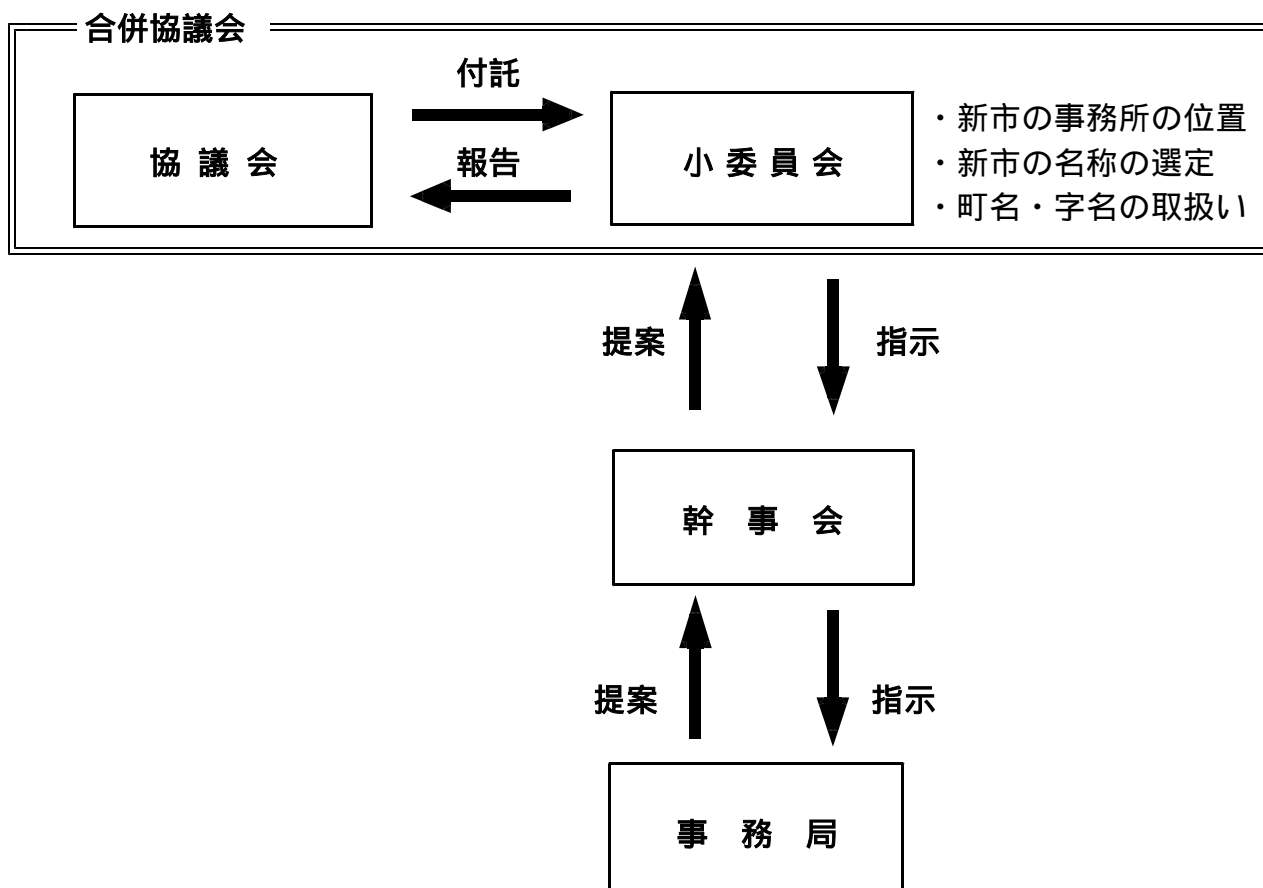
新市の事務所の位置の選定に関する事

新市の名称の選定方法等に関する事

町名・字名の取扱いに関する事

その他必要な事項

- ・小委員会は、最終の議決機関ではなく、会議の内容、結果については、協議会に報告し、協議会で決定されます。



(2) 新市の名称の選定方法等に関することについて

基本的な考え方

新設合併とは、5町を廃してその区域をもって、新たな市を置くことであり、5町の法人格が消滅し、新たな市として1つの法人格が発生するものです。(合併特例法第2条第2項：市町村合併研究会 逐条解説)

よって5町の名称は全て廃されることとなりますので、新市の名称を新たに定める必要があります。なお、名称の定め方については、法律上、特に規定がないことから、基本的には自由に定めることができます。

新市の名称は、当該地域に住む住民の日常生活に密着しており、住民にとって非常に重要なもので、地域の歴史・文化の継承や新たな創造に向けて重要な役割を担うものです。

合併により、新市の名称を決めるということは、住民にとっても一番の関心事であると考えられ、合併して誕生する新しい市への期待や思いが新市の名称に反映されることが大切です。

検討に当たっての留意事項

名称の書き表し方は、さしつかえのない限り、当用漢字字体表を用いる。当用漢字表以外についても、当用漢字字体表の文字に準じた字体を用いてもよい。

(昭和33年4月21日 通知)

名称の意味するところがあまりにも不穏当なものであるとか、読み方のわからないもの、また、近隣地方公共団体の名称と類似しており、郵便物の配達等に混乱を生ずるおそれのあるもの等は、不適当と思われる。

「 」のような記号を用いたものは、その読み方がはっきりと特定できないので、不適当と思われる。

ローマ字の場合は、従来から使用されている漢字、ひらがな、カタカナと違い日本の文字ではないということに注意する必要がある。

町村が市になった場合は、郡の区域から除外されるため、市の名称については、郡名を冠することができないので、町村以上に団体の識別が、容易であることが求められる。

この点については、「市の設置若しくは、町を市とする処分を行う場合において、当該処分により新たに市となる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり、又は類似することとならないよう十分配慮すること」とされている。

(昭和45年3月12日付け自治振第32号自治事務次官通知)

市町村名の表し方

名称を漢字のみで表している市町村

和歌山市、橋本市、海南市ほか全国に多数あり。

名称をひらがなで表している市町村

むつ市(青森県)、つくば市(茨城県)、びわ市(滋賀県)、いわき市(福島県)、えりも町(北海道)、すさみ町(和歌山県)、さぬき市(香川県)

名称を漢字及びひらがなで表している市町村

あきる野市(東京都)

名称をカタカナで表している市町村

ニセコ町(北海道)、マキノ町(滋賀県)

新市の名称として使用できる名称等

同じ表記で読み方が異なる場合 不可（表記が同じ場合）

【例】宮崎県日向市（ひゅうがし） 日向市（ひなたし）

【例】静岡県清水市（しみずし） 清水市（きよみずし）

異なる表記で読み方が同じ場合 可

【例】宮城県仙台市（せんだいし） せんだい市

【例】埼玉県日高市（ひだかし） ひだか市

同一又は類似の「町村」が存在する場合 可（全国的に見て、現在も同様の事例がある。）

【例】東京都瑞穂町（みずほまち） 瑞穂市（みずほし）

【例】奈良県明日香村（あすかむら） 明日香市（あすかし）

外国語を日本語（カタカナ、ひらがな等）で表記した場合 可（理由が明確であればよい）

【例】LOVE ラブ

【例】AND アンド

略字及び算用数字等の使用

「ヶ」の使用 （例）青ヶ島村など 可

「々」の使用 （例）小佐々町など 可

「12345」 不可（日本語かどうか解釈できない）

通常読み方と異なる読み方をする場合 可

【例】永遠市（えいえんし）（とわし）

【例】宇宙市（うちゅうし）（そらし）

その他市の名称としてふさわしくないもの

- ・公序良俗に反する名前
- ・長すぎる名前
- ・現在使用していない漢字を使用した名前

【地方自治法】

（地方公共団体の名称）

第3条 地方公共団体の名称は、従来の名称による。

2 都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める。

3 都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。

4 地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

5 地方公共団体は、第3項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、直ちにその旨を総務大臣に通知しなければならない。

7 前項の規定による通知を受けたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

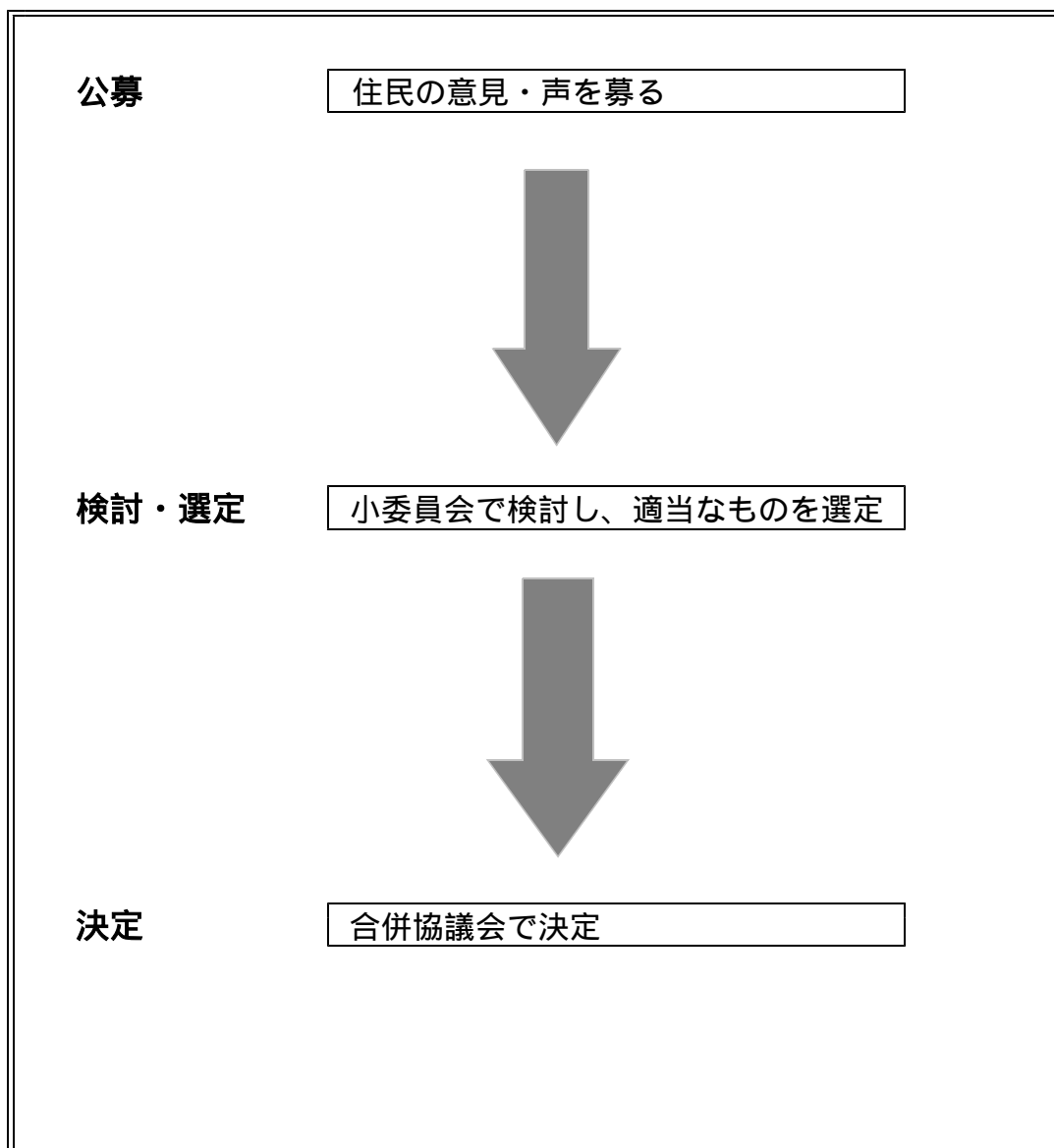
（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

（以下省略）

新市の名称の選定方法について（案）

合併に関する住民の意識の高揚と住民参加を図るため、新市にふさわしい名称を一般公募により募集し、応募作品の内から「新市名候補」を小委員会で数点選定のうえ協議会へ提案し、最終的に協議会において決定する。



（検討課題）

- ・ 具体的な公募条件の設定
- ・ 新市の名称募集要項の作成
- ・ 選定基準の作成
- ・ 募集チラシの作成
- ・ 具体的な選定手順方法の作成

具体的な公募条件の設定について

検討項目	検討内容	協議内容
応募資格	5町の在住者 5町の在住・在勤・在学者 県内在住者 全国	1. 公募対象者の範囲について 2. 応募資格の制限（年齢制限、在住、在勤、在学等）について
応募方法	専用応募用紙（切り取って葉書になるもの） 官製はがき 封書 FAX ホームページで応募	1. 応募方法の選定について 2. 専用応募用紙の郵送料の負担をどうするか。 ・協議会負担 ・応募者負担
応募点数の制限	応募は1人1点のみとする。 同一人の同一名称の応募は、1点限り有効とする。 制限なしとする。	1. 応募点数について、1人の応募回数について 2. 1枚の用紙に複数の応募が可能かどうか
応募記載内容	新市の名称 名称のふりがな 名称の意味又は理由 郵便番号 住所 氏名 年齢 性別 電話番号 その他（勤務先の町名、学校名）	1. 応募時の記載事項について 2. 記載事項に未記入があった場合の取扱いについて
公募期間	平成16年6月1日（火）～7月15日（木）の45日間 締め切り日 ・郵送の場合、締め切り日の消印は有効とする ・FAX、ホームページで応募の場合は7月15日の17時までに到着したものを有効とする。	1. 公募期間について 2. 締め切り条件について
懸賞	懸賞の種類と内容等 名付け親大賞1人 「10万円分全国共通商品券」 新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から抽選により決定。 名付け親賞10人 「1万円分図書券」 新市の名称として選ばれた作品の応募者で「名付け親大賞」の抽選から漏れた者の中から抽選により決定。 アイデア賞20人 「5千円分図書券」 応募作の中で、特にユニークなもの、アイデアに優れているものの中から抽選により決定。	1. 懸賞を設けるかどうかについて 2. 設ける場合 ・懸賞の種類別 ・受賞者数 ・懸賞品（金額、副賞等）
周知方法	合併協議会だより（全戸） 5町の広報誌（全戸） 応募チラシ（全戸） ホームページ	1. 新市の名称募集の周知方法について

新市の名称募集要項（案）

1 公募の目的

那賀郡の5町（打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町）による新しいまちの名称を広く公募することにより、合併問題に対する住民の関心を喚起するとともに、住民がまちづくりに関わる機会を設けることを目的とする。

2 応募資格

5町に在住・在勤・在学している者に限る。

3 応募方法

応募は、専用応募用紙、官製はがき、封書、ファックス又は協議会ホームページのいずれかでしなければならない。

4 応募点数の制限

同一人の同一名称の応募は、1点限り有効とし、応募用紙1件につき1点とする。

5 応募の記載内容

応募にあたっては、新市の名称、名称のふりがな、名称の意味又は理由、郵便番号住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、電話番号、その他（勤務先の町名、学校名 5町以外に住所がある方のみ記入）を記載しなければならない。

6 応募期間

平成16年6月1日（火）から平成16年7月15日（木）まで

（郵送の場合、締切日の消印は有効とする。）

（FAX及びメールについては、7月15日の17時までに到着したものを有効とする。）

7 懸賞

応募された名称の中から、次の賞を決定し、記念品を贈呈する。

（1）名付け親大賞 1人 「10万円分全国共通商品券」

新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から抽選により決定。

（2）名付け親賞 10人 「1万円分図書券」

新市の名称として選ばれた作品の応募者で「名付け親大賞」の抽選から漏れた者の中から抽選により決定。

（3）アイデア賞 20人 「5千円分図書券」

応募作の中で、特にユニークなもの、アイデアに優れているものの中から抽選により決定。

8 周知方法

専用チラシ（応募用紙を兼ねる）、協議会だより、5町の広報誌、協議会ホームページにより周知する。

9 応募先・問い合わせ

〒649-6531

那賀郡粉河町大字粉河681番地の4

那賀5町合併協議会事務局

電話番号 0736-73-2020・2081

FAX 0736-73-2827

ホームページアドレス <http://www.naga5town.jp>

Eメールアドレス new_name@naga5town.jp

10 応募作品の権利関係

応募された名称に関する権利は、那賀5町合併協議会に属するものとします。
また、応募用紙等の返却はしません。

11 受賞者の発表

合併協議会において新市名が決定された後、合併協議会だより及び合併協議会ホームページで発表する。

12 選定基準

小委員会において別に定める。

新市名称候補選定基準（案）

1．選定基準

（1）一般基準

新市の名称の候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された、読み書きが容易な名称とする。

表記が全国自治体の市町村にない名称とする。

現在の5町の名称は使用できるものとする。

（2）次のいずれか1つ以上該当する名称とする。

地域が地理的にイメージできる名称

地域の特徴を表している名称

地域の歴史・文化にちなんだ名称

地域を対外的にアピールできる名称

住民の理想、願いにちなんだ名称

その他新市としてふさわしい名称

2．選定方法

新市の名称候補は、応募作品の中から5作品程度を小委員会において選定し、合併協議会に報告する。

3．応募作品の修正

応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、あくまでも作品の趣旨を損なわない範囲で修正できる。

4．選定にあたっての留意点

（1）応募数は、委員審議の参考として取扱い、単に応募数の多い名称を優先するものではない。

（2）新市の候補名の選考にあたっては、その名称を応募した理由について、十分留意するものとする。

5．その他

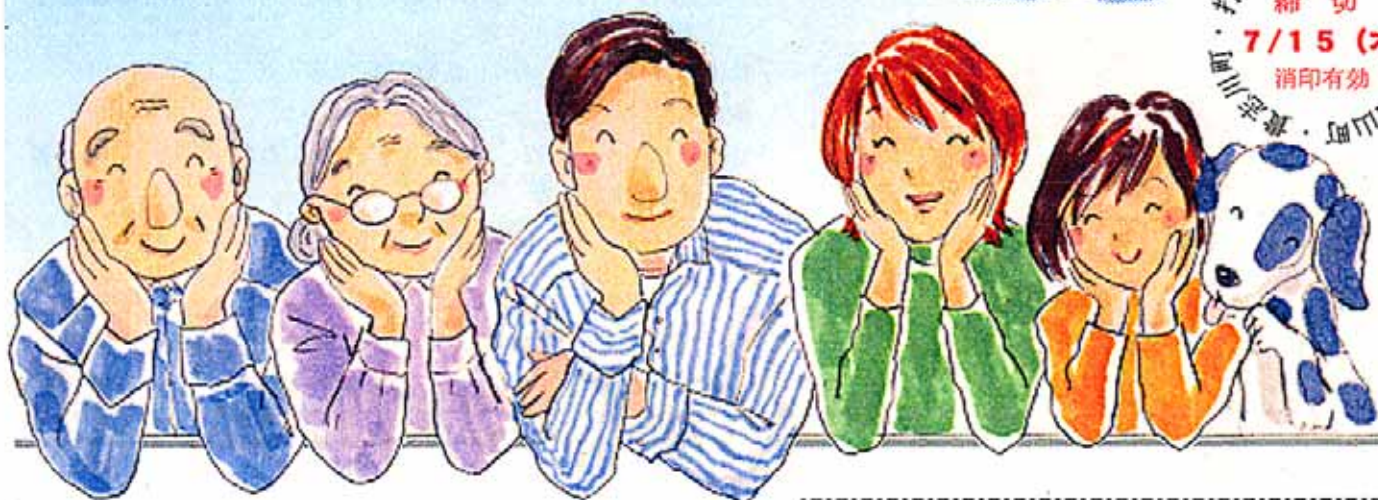
その他、新市の名称の候補の選考に必要な事項は、新市の事務所の位置等検討小委員会の審議により、これを定めることとする。

新市の名称に関するスケジュール（案）

協 議 会		小 委 員 会		事 務 局	
開 催 日	案 件	開 催 日	案 件	作 業 時 期	作 業 内 容
H16. 4.22	第 2 回協議会 ・ 第 1 回小委員会の 委員長報告	H16. 4 . 9	第 1 回会議の開催 ・ 委員長等の選出 ・ 新市の名称募集方法 等（案）の提案・確 認 ・ 新市の名称募集要項 （案）の提案・確認 ・ 選定基準（案）の提 案 ・ 募集チラシ（案）の 提案	H16 . 6 . 1	・ 新市の名称募集方法 等（原案）の作成 ・ 募集要項（原案）の 作成 ・ 選定基準（案）の作 成 ・ 募集チラシ（案）の 提案 ・ 応募作品からの新市 の名称候補の絞り込 み作成
		H16.5. 上旬	第 2 回会議の開催 ・ 募集チラシ（案）の 確認 ・ 選定基準（案）の確 認 ・ 応募作品からの新市 の名称候補の絞り込 みについて協議		・ 新市の名称募集の周 知 ・ 協議会だより及びホーム ページ等
H16. 7.29	第 5 回協議会 ・ 第 3 回小委員会の 委員長報告 ・ 応募状況中間報告	H16.6. 下旬	第 3 回会議の開催 ・ 応募状況中間報告	H 16 . 7 . 15	公募開始 <u>応募状況中間集計</u>
H.16 .8.26	第 6 回協議会 ・ 第 4 回小委員会の 委員長報告 ・ 新市の名称候補の 報告・提案	H16.8 上旬	第 1 次選考作品の絞り 込み		公募締切 ・ 集計作業 ・ 集計報告書の調整 ・ 名称応募作品種類一 覧表作成
			第 4 回会議の開催 ・ 応募集計の報告 ・ 新市の名称候補の第 2 次選考 <u>新市の名称候補の 決定</u>		
H16. 9.30	第 7 回協議会 <u>新市の名称決定</u>				

あなたが決める！新市の名称大募集

私たちが暮らす新しいまちの未来に思いを込めてご応募ください。



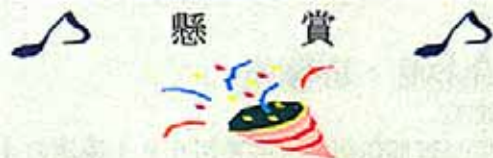
打田町・粉河町・那賀町
縮切
7/15(木)
消印有効
貴志川町・桃山町・那賀郡

那賀5町合併協議会では、打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町が合併した場合に誕生する新しい市の名前をみなさんから募集します。

みなさんが心豊かに暮らせる未来のために、この地域にふさわしい、親しまれる名前を考えてください。

みんなでよく考えよう！！

採用された名前に応募された方の中から、次のとおり賞品を贈呈します。



名付け親大賞 10万円の商品券 … 1人
新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から抽選により決定

名付け親賞 1万円の図書券 … 10人
名付け親大賞の抽選から漏れた応募者の中から抽選により決定

アイデア賞 5千円の図書券 … 20人
特にユニークなもの、アイデアに優れているものの中から抽選により決定

郵便はがき

649 - 6531

和歌山県那賀郡粉河町大字粉河681番地の4

那賀5町合併協議会事務局 行

新しい市の名称 大募集

◆応募資格

那賀郡の5町（打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町）に在住・在勤・在学している方に限ります。

◆応募方法

- ①専用応募用紙 ②官製はがき ③封書
- ④FAX（この用紙をそのまま切り取らずに、送信用紙としてご利用いただいても結構です。）
- ⑤ホームページ（応募フォーム又は電子メール）



◆応募記載事項

新市の名前、名前のふりがな、名前の理由、郵便番号、住所、氏名、年齢、性別、電話番号

5町以外に住所が在る方は勤務先の町名・学校名を記入

◆応募制限

- ①応募は1人何点でも可能ですが、同一名称の応募は1点限りとします。
- ②1回の応募につき1点を記載するものとします。

◆名称を考えるにあたって

- ①漢字、ひらがな、カタカナにより表記された、読み書きが容易な名前
- ②全国の市町村で使用されていない名前
- ③現在の5町の名前の使用はかまいません。
- ④次の事項の1つ以上に該当する名前をお考えください。
 - ・地域が地理的にイメージできる名前
 - ・地域の特徴を表している名前
 - ・地域の歴史、文化にちなんだ名前
 - ・地域を対外的にアピールできる名前
 - ・住民の理想、願いにちなんだ名前
 - ・その他新市としてふさわしい名前

◆応募期間

平成16年6月1日（火）から

平成16年7月15日（木）

- ・郵送の場合は、7月15日の消印まで有効
- ・FAX及びメールについては、7月15日の17時までに到着したものが有効

◆その他

- ①応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、あくまでも作品の趣旨を損なわない範囲で修正します。
- ②応募された名称に関する権利は、那賀5町合併協議会に属するものとします。また、応募用紙等の返却はしません。

◆お問い合わせ・応募先

〒649-6531

和歌山県那賀郡粉河町大字粉河681番地の4
那賀5町合併協議会事務局

電話番号 (0736) 73-2020・2081

FAX (0736) 73-2827

ホームページアドレス <http://www.naga5town.jp>

Eメールアドレス new_name@naga5town.jp

※専用応募用紙は各町役場、コミュニティセンター等の公共施設に置いています。

新市の名称応募用紙（専用はがき）

新市の名前（漢字の場合はふりがなを付けてください）

名	ふりがな
前	

名前の理由・意味

--

ご自分のこと

住所	〒			
氏名	ふりがな			
年齢	性別	男	女	電話
	才			
勤務先の町名又は学校名（5町以外に住所が在る方のみ記入）				

新市の名称に関する資料(先進地)

協 議 会 名	田無市・保谷市合併協議会	津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会	静岡市・清水市合併協議会	徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会	中球磨5か町村合併協議会	引田町・白鳥町・大内町合併協議会
構 成 市 町 村	田無市・保谷市	津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町	静岡市・清水市	徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町	上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村	引田町・白鳥町・大内町
都 道 府 県	東京都	香川県	静岡県	山口県	熊本県	香川県
公 募 範 囲	全国	合併関係町住民	全国	2市2町に在住または居住されたことのある方	全国	全国
公 募 方 法	官製はがき、FAX、Eメール、専用応募用紙(イベント時に投函)	郡内住民及び小中学生対象にアンケート調査	応募はがき、FAX、インターネット、官製はがき	官製はがき、指定はがき、Eメール(郵送料は本人負担)	はがき、専用応募用紙、FAX、Eメール、ホームページ(専用応募用紙は応募箱へ投函)	はがき、封書、FAX、Eメール
応 募 点 数	応募は1件について1点のみとする。		応募は1件について1点のみとする。	1人1名称、1点限り有効とする。	応募は1件について1点のみとする。	同一人の同一名称の応募は、1点限り有効。既存の市町村名は使用しない。
公 募 期 間	2ヶ月		2.5ヶ月	2ヶ月	2ヶ月	2ヶ月
記 載 内 容	新市の名称、名称のふりがな、名称の理由、応募者の住所、氏名、年齢、電話番号、性別		新市の名称、名称のふりがな、名称の理由、応募者の郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号	新市の名称、名称のふりがな、名称の理由、応募者の住所、氏名、年齢	新市の名称、名称の理由、応募者の住所、氏名、年齢、電話番号	新市の名称、名称の理由、応募者の住所、氏名、年齢、電話番号
周 知 方 法	専用応募はがき、ちらし、広報誌、協議会だより、一般新聞、FM、イベントでPR	名称の公募はしていない	広報誌、ホームページ、一般新聞	協議会だより、ホームページ、市町の広報誌、ポスター、マスコミ	協議会だより、ホームページ、応募用紙を兼ねたチラシ(全戸)	協議会だより、ホームページ、チラシ、ポスター
名 称 募 集 ・ 選 定 基 準	<ul style="list-style-type: none"> 漢字、ひらがな、カタカナにより表記された読み書きが容易な名前 地域が地理的にイメージできる名前 地域の特徴を表す名前 地域の歴史・文化にちなんだ名前 市民等の理想・願いにちなんだ名前 合併を記念した名前 新市名としてふさわしい名前 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の5町の名称及び全国の既存の名称に無い名前 香川県の旧国名であり、「さぬきうどん」や「讃岐平野」に代表されるように全国的にも知れ渡った知名度を有する。 住民アンケート調査10傑においても5町総合の上位に位置し小中学生のアンケートでも「さぬき市」とする意見が多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> 漢字、ひらがな、カタカナにより表記された名前(知的所有権等に抵触しない) 	漢字、ひらがな、カタカナにより表記された名前	<ul style="list-style-type: none"> 既存の市町村に無い名前(原則基準) 漢字、ひらがな、カタカナにより表記された読み書きが容易な名前 地域が地理的にイメージできる名前 地域の特徴を表す名前 地域の歴史・文化にちなんだ名前 合併を記念した名前 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の市町村に無い名前(原則基準) 引田、白鳥、大内の文字を使用しない名前 地域が地理的にイメージできる名前 地域の特徴を表す名前 地域の歴史・文化にちなんだ名前 合併を記念した名前
選 定 方 法	小委員会で5から10候補を選定し、合併協議会で5候補を選定、市民意向調査で決定。	各町それぞれ10候補ずつ、計50候補を提出し合併協議会で協議の上決定。	小委員会で5候補を選定し合併協議会で決定。協議会では投票により決定。第1回投票3候補。第2回投票最終決定。	小委員会で5候補を選定し合併協議会で決定。	小委員会で4候補を選定し合併協議会で決定。	小委員会で10候補を選定し合併協議会で決定。
懸 賞	<ul style="list-style-type: none"> 名付け親賞 1名 名称として決定された作品の応募者の中から抽選により1名を決定。10万円分の旅行券 特別賞(残念賞・アイデア賞) 名付け親賞から漏れた者の中から40人。5千円分の図書券 		<ul style="list-style-type: none"> 名付け親賞 3名 名称として決定された作品の応募者の中から抽選により3名まで決定。10万円相当の記念品(旅行券、図書券) 参加賞 賞から漏れた者以外の応募者全員の中から300名まで。2千円相当の図書券 	<ul style="list-style-type: none"> 記念品 50名 地域の特産品を抽選により50名。 	<ul style="list-style-type: none"> 名付け親賞 1名 名称として決定された作品の応募者の中から抽選により1名を決定。現金10万円もしくは10万円相当の旅行券 特別賞 10名 名付け親賞から漏れた者の中から抽選により10名を決定。現金1万円 アイデア賞 原則50名 図書券 	<ul style="list-style-type: none"> 名付け親賞 1名 名称として決定された作品の応募者の中から抽選により1名を決定。10万円分の全国共通商品券 アイデア賞 10名 名付け親賞から漏れた者の中から抽選により最高10名を決定。1万円分の図書券 ユーモア賞 20名 全作品の中から小委員会委員12名がそれぞれ4作品ずつ選定し、小委員会での協議により20作品を選定
注 意 事 項 等	権限の規定なし。	全ての権利は合併協議会に帰属する。	応募された名称案に係る全ての権利は合併協議会に帰属する。	権限の規定なし。	応募された名称案に係る全ての権利は合併協議会に帰属する。	権限の規定なし
応 募 件 数	8,753		51,883	10,325	3,981	5,967
新 自 治 体 の 名 称	西東京市	さぬき市	静岡市	周南市	あさぎり町	東かがわ市
合 併 (予 定) 年 月 日 等	平成13年1月21日	平成14年4月1日	平成15年4月1日	平成15年4月1日	平成15年4月1日	平成15年4月1日

協議会名	江田島市・能美町・沖美町・大柿町 合併協議会	高田郡6町合併協議会	東宇和・三瓶町合併協議会	三次市・又三郡・甲奴町合併協議会	宇摩合併協議会	上五島地域5町合併協議会
構成市町村	江田島市・能美町・沖美町・大柿町	吉田町・八千代町・美土里町・高宮町・甲田町・向原町	明浜町・宇和町・野村町・城川町・三瓶町	三次市・君田村・布野村・作木村・吉舎町・三良坂町・三和町・甲奴町	川之江市・伊予三島市・土居町・新宮町	若松町・上五島町・新魚目町・有川町・奈良尾町
都道府県	広島県	広島県	愛媛県	広島県	愛媛県	長崎県
公募範囲	全国(小学生以上)	高田郡6町に在住する方、または在勤、もしくは在学している方	全国	8市町村に現在居住、通勤、通学しているか、かつて居住したことのある小学生以上の方	全国	全国
公募方法	応募はがき、官製はがき、インターネット(応募はがきは郵送料事務局負担)	専用応募はがき、官製はがき、FAX(専用応募はがきの郵送料は事務局負担)	専用応募用紙、はがき、FAX、Eメール(郵送料は本人負担)	応募用紙、官製はがき、ホームページ	郵便、FAX、ホームページ	応募用はがき、官製はがき、封書、インターネットのEメール、FAX(応募用はがきは郵送料事務局負担)
応募点数	応募は1件について1点のみとする。	1人1点限りとする。	1人1点とする。	1人につき1点のみの応募とする。	1件につき1点のみ。1人何点でも応募できるが、同一名称の応募は1点限りとする。	応募は1件について1点のみとする。
公募期間	1ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	1.5ヶ月	1.5ヶ月	3ヶ月
記載内容	新市の名称、名称の理由、応募者の郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号、性別	新市の名称(ふりがな)、命名の理由及び意味、応募者の住所、氏名、年齢、性別、勤務先、学校名	新市の名称、名称のふりがな、名称の理由、応募者の住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号	新市の名称、その理由、応募者の住所、氏名、年齢、電話番号、8市町村とのかわり	新市の名称(ふりがな)、名称の理由、応募者の氏名、年齢、住所、電話番号	新市の名称、名称のふりがな、名称の理由、住所、氏名、年齢、電話番号
周知方法	応募はがき付きチラシ、協議会だより、4町防災無線、ホームページ	広報誌、協議会だより、ちらし、防災無線、一般新聞、ホームページ	協議会だより、5町広報紙、応募用紙を兼ねたチラシの配布(全戸+公共施設)、小・中高校への応募用紙の配布、防災無線の活用	合併協議会だより、ホームページ	協議会だより、広報紙、ホームページ、ポスター、チラシ(応募はがきを含む)、懸垂幕、マスコミ、啓発物資配布	広報誌、協議会だより、チラシ、公募ガイド雑誌、ホームページ
名称募集・選定基準	<ul style="list-style-type: none"> 漢字、ひらがな、カタカナにより表記された名前 	<ul style="list-style-type: none"> 全国の既存の市町村名を記載したものは採用しない 漢字(常用漢字に限る)、ひらがな、カタカナで記載する 既存の高田郡6町の町名を含むものは採用しない 	<ul style="list-style-type: none"> 漢字、ひらがな、カタカナにより表記された、読み書きが容易な名称 地域が地理的にイメージできる名称 地域の特徴を表す名称 地域の歴史・文化にちなんだ名称 住民等の理想や願いにちなんだ名称 その他新市としてふさわしい名称 	<ul style="list-style-type: none"> 新市の名称には現在の8市町村の名称を使用しても差し支えない 地域の特徴を表す名称 歴史・文化にちなんだ名称 合併にちなんだ名称 理想・願いを表した名称 知名度があり、親しみやすい名称 	<ul style="list-style-type: none"> 漢字、ひらがな、カタカナにより表記された、読み書きが容易な名称 既存の市町村名(川之江、伊予三島、土居、新宮)でない名称 新市が地理的にイメージできる名称 新市の歴史・文化にちなんだ名称 住民等の理想や願いにちなんだ名称 	<ul style="list-style-type: none"> 現町の名称は、そのままでは使用できない 漢字、ひらがな、カタカナにより表記された名前 現町の名称、若松町、上五島町、新魚目町、有川町、奈良尾町はそのままでは使用できない 地域が地理的にイメージできる名前 地域の歴史・文化にちなんだ名前 住民等の理想・願いにちなんだ名前 新市としてふさわしい名前
選定方法	小委員会で5候補を選定し合併協議会で決定する。協議会では投票。	小委員会で3点まで選定し、協議会で全員一致により決定。	小委員会で10候補を選定し最終的に合併協議会で決定。	小委員会で数点(可能であれば1点)を選定し、協議会で決定。	小委員会において候補を選定し、協議会で決定。	小委員会で5候補を選定し合併協議会で決定。
懸賞	<ul style="list-style-type: none"> 名付け親賞 1名 名称として決定された作品の応募者の中から抽選により1名を決定。5万円分の商品券 アイデア賞 5名 名付け親賞から漏れた者の中から抽選により最高10名を決定。1万円分の商品券 参加賞 賞から漏れた者以外の応募者全員から100名。千円分の図書券 	<ul style="list-style-type: none"> 名付け親賞 6名 採用作品応募者の中から抽選により6名。2万円相当の記念品 粗品 採用作品応募者の中で上記抽選に漏れた方全員 	<ul style="list-style-type: none"> 名付け親大賞 1名 新市の名称として決定された作品の応募者の中から抽選により1名決定。現金10万円(児童・生徒の場合は10万円分の図書券) 名付け親賞 10名以内 名付け親大賞から抽選で漏れた方の中から抽選により最高10名決定。現金1万円(児童・生徒の場合は1万円分の図書券) アイデア賞 20名 全作品の中から小委員会委員10名がそれぞれ4作品ずつ選定し、小委員会での協議により20作品を選定。現金5千円(児童・生徒の場合は5千円分の図書券) 	<ul style="list-style-type: none"> 名付け親賞 1名 新しい市の名前に採用された応募者の中から抽選で1名に決定する。5万円相当の記念品 優秀賞 5名 名付け親賞の抽選に漏れた方の中から、抽選で5名を決定。1万円相当の記念品 	<ul style="list-style-type: none"> 名付け親大賞 1名 新市の名称として決定した作品の応募者の中から抽選により決定。10万円分の商品券 名付け親賞 10名 新市の名称として決定した作品の応募者で、名付け親大賞から漏れた方の中から抽選により決定。1万円の商品券 参加賞 全ての応募者の中で、名付け親大賞、名付け親賞から漏れた方の中から抽選により決定。5千円の商品券 	<ul style="list-style-type: none"> 名付け親大賞 1名 名称として決定された作品の応募者の中から抽選により1名を決定。10万円の賞金もしくは旅行券 名付け親賞 10名 名付け親大賞から漏れた者の中から抽選により最高10名を決定。1万円分の図書券
注意事項等	権限の規定なし	権限の規定なし	応募作品に関する一切の権利は合併協議会に帰属する。	応募された名称等に関する一切の権利は合併協議会に帰属する。	応募作品に関する一切の権利は合併協議会に帰属する。	応募された名称案に係る全ての権利は合併協議会に帰属する。
応募件数	17,844	1,797	2,478	1,603	8,028	10,334
新自治体の名称	江田島市	安芸高田市	西予市	三次市	四国中央市	新上五島町
合併(予定)年月日等	平成16年3月31日	平成16年3月31日	平成16年3月31日	平成16年4月1日	平成16年4月1日	平成16年8月1日

(3) 新市の事務所の位置の選定に関することについて

新市の事務所の位置等検討小委員会の審議事項について

- () 新市の事務所の位置を決定する必要性
地方自治法第4条第1項に、「地方公共団体は、その事務所の位置を定めようとするときは、条例でこれを定めなければならない。」と規定されています。5町が新設(対等)合併をすることに伴い、それぞれの町が消滅し、それまでの庁舎がなくなることになりますので、新市発足までに、事務所の位置等を決定する必要があります。
また、決定後は、その方向で条例整備を行う必要があります。
- () 新市の事務所の位置等検討小委員会の設置理由
新市の事務所の位置の検討に当たっては、調査・審議する項目が複雑・多岐にわたるため、合併協議会ですべてについて議論することは難しい。
そのため、合併協議会から選任された委員で、自由な発言や活発な議論のもと原案を作成する必要があります。
- () 新市の事務所の位置等検討小委員会の役割
新市の事務所の位置は、住民にとっては特に関心が深い協議項目であり、協議経過、協議結果に対しては説明責任の原則のもとに、住民に納得してもらえようとする必要があります。
そのため、新市の事務所の位置を決めるに当たっては、住民福祉の向上、財政状況、社会情勢の変化など総合的に考慮して検討する必要があります。
- () 新市の事務所の位置等検討小委員会の審議事項・審議の順序
小委員会では、次の事項について調査・審議を行うものとする。
 - ・本庁舎の位置の選定に関すること
 - ・庁舎の方式(機能)の選定に関すること
 - ・新庁舎建設の是非に関すること協議の順序としては、最初に本庁舎の位置を選定し、次に庁舎の方式(機能)について、地域に見合い、住民サービスを低下させないことを勘案しながら、具体的に検討していくものとします。また、新庁舎建設の是非については、庁舎の方式(機能)の選定と同時に検討することとします。

新市の事務所の位置等は、他の協議項目と密接な関係があり、事務所の位置等が決まらなると他の協議事項も確認できない。このため、早期に確認する必要があります。

関連協議項目

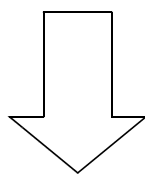
事務組織及び機構の取扱い
条例・規則等の取扱い
電算システムの取扱い
新市建設計画

各事項に係る協議フロー

(本庁舎の位置、庁舎の方式(機能)及び新庁舎建設)

本庁舎の位置を検討する

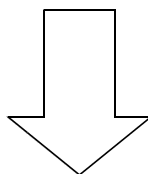
合併時には、新市の事務所として現在の庁舎を利用する。
(5町の事務所(庁舎)から本庁舎を選定する必要がある)



庁舎方式の機能について検討する

既存庁舎の利用としていずれかの方法を決定する必要がある。

本庁方式
分庁方式
総合支所方式
その他



新庁舎建設の是非について検討する

新庁舎を建設する場合

新庁舎建設候補地

新庁舎建設時期(合併後10年以内に建設)

新庁舎建設規模

新市の事務所の位置について

新市の事務所（庁舎）の位置について、地方自治法第4条では「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について適当な考慮」を払った上で決定すべきものとされています。また、位置決定その他の合理的基準としては、農協の事務所等も考慮されるべきとされています。（逐条地方自治法）

また、「市町村合併の推進に係る今後の取組」（平成12年11月22日自治省）においては、「従前の住民サービスの維持向上を図る見地から、旧市町村における支所・出張所の機能の拡充や、郵便局の積極的な活用等を図ることにより、行政サービスの充実強化を図るもの」とされています。

したがって、事務所の位置の検討ポイントとして、次のようなものが考えられます。

- () 地理的・人口的中心性（人口の集積状況）
- () 交通の事情（住民の行動範囲、国道等の幹線道路の関係、公共交通機関の関係）
- () 他の官公署（法務局、税務署、県庁、警察署、他の市役所）
- () 機能的（住民の利便性、住民の交流拠点、災害時の防災拠点、他の公共施設との一体利用、駐車場のスペース）
- () 効率的（厳しい財政状況への対応、行政改革の観点）
- () その他（将来展望）

【地方自治法】（抜粋）

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

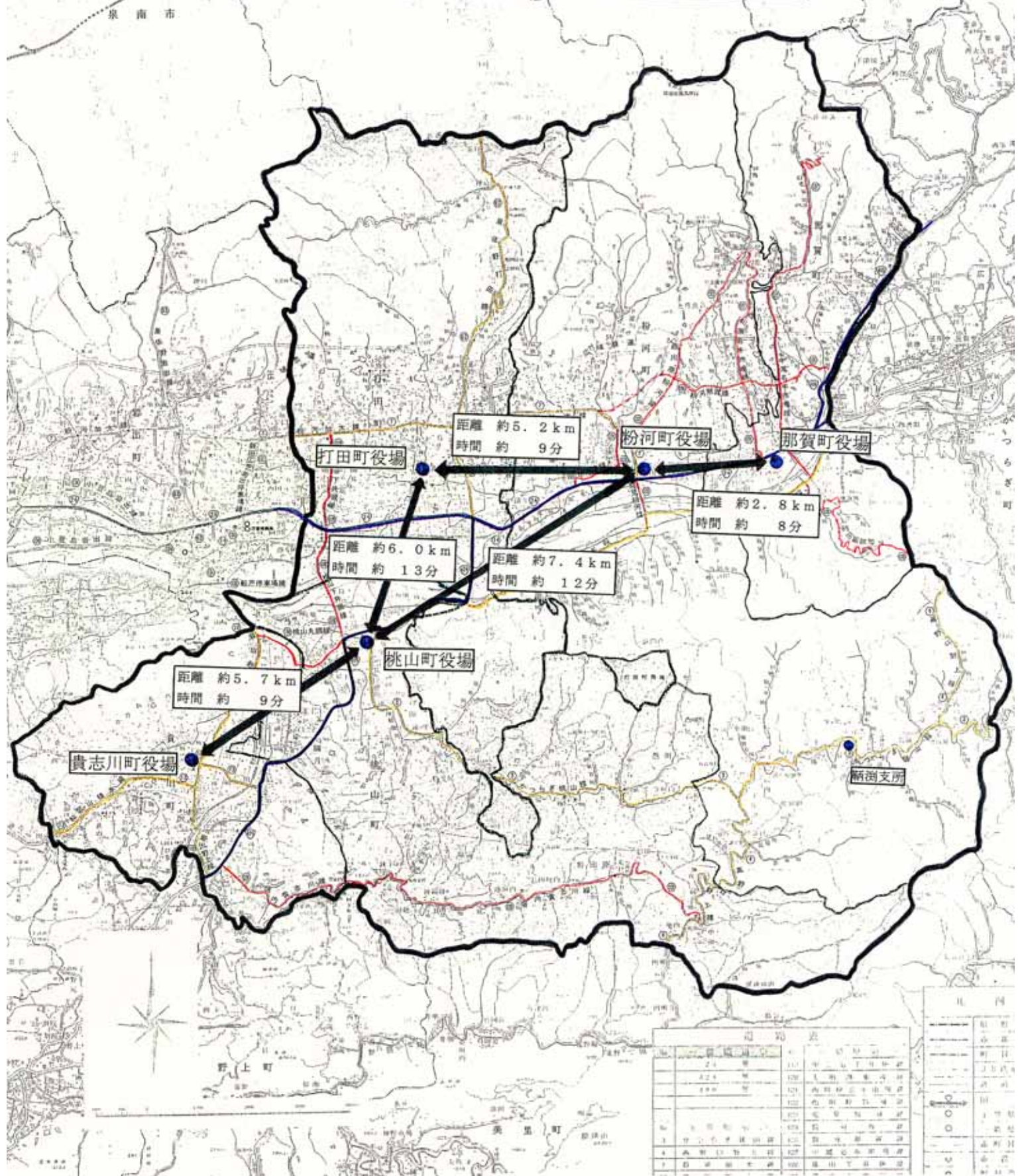
第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

5町の庁舎の位置図

役場間距離及び所要時間（自動車）

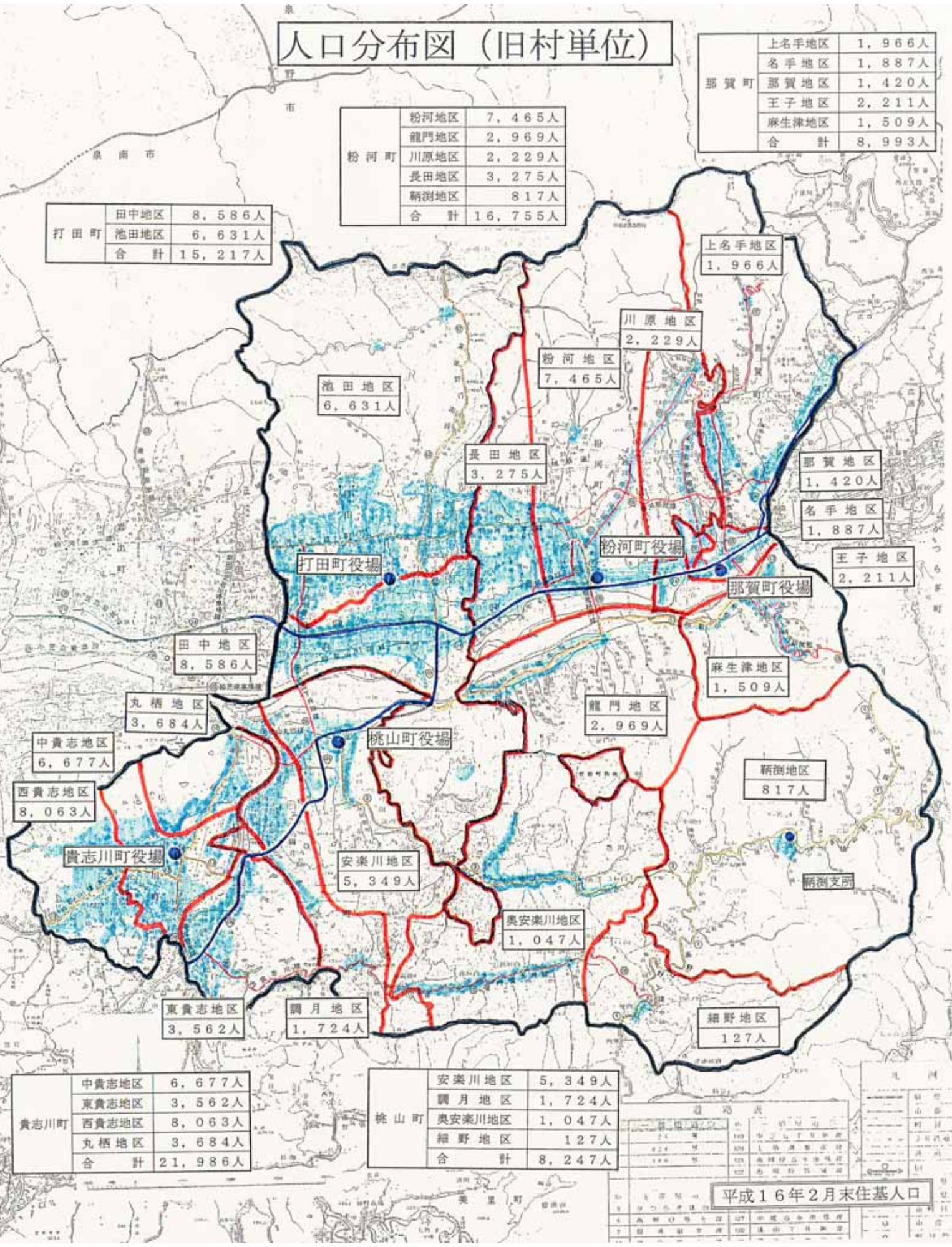


人口分布図（旧村単位）

那賀町	上名手地区	1,966人
	名手地区	1,887人
	那賀地区	1,420人
	王子地区	2,211人
	麻生津地区	1,509人
合計	8,993人	

粉河町	粉河地区	7,465人
	龍門地区	2,969人
	川原地区	2,229人
	長田地区	3,275人
	新淵地区	817人
合計	16,755人	

打田町	田中地区	8,586人
	池田地区	6,631人
	合計	15,217人



貴志川町	中貴志地区	6,677人
	東貴志地区	3,562人
	西貴志地区	8,063人
	丸栖地区	3,684人
	合計	21,986人

桃山町	安楽川地区	5,349人
	調月地区	1,724人
	奥安楽川地区	1,047人
	細野地区	127人
	合計	8,247人

平成16年2月末住基人口

那賀 5 町地区別人口数（外国人登録含む）

平成 1 6 年 2 月末住基人口

（打 田 町）

地区名	大字名	人口（人）	世帯（戸）	人口比率	世帯比率
田 中	上野、打田、窪、竹房、高野、黒土、広野、赤尾、東大井、久留壁、西大井、田中馬場、花野、尾崎、畑野上、中井阪、下井阪、西井阪	8,567	2,973	56.4%	57.8%
		1,887	303	22.0%	10.2%
池 田	南中、北大井、南勢田、北勢田、重行、池田新、北中、神領、東山田、西山田、神通、中畑、今畑、登尾、枇杷谷、豊田、東三谷、中三谷、西三谷、東国分、古和田	6,631	2,172	43.6%	42.2%
		1,447	182	21.8%	8.4%
合 計		15,198	5,145		
		3,334	485	21.9%	9.4%

（粉 河 町）

地区名	大字名	人口（人）	世帯（戸）	人口比率	世帯比率
粉 河	粉河、猪垣、東毛、中津川、中山、藤井、井田、東野	7,465	2,625	44.6%	47.9%
		1,863	405	25.0%	15.4%
龍 門	荒見、遠方、風市、勝神、杉原	2,969	860	17.7%	15.7%
		699	60	23.5%	7.0%
川 原	馬宿、上丹生谷、下丹生谷、西川原、野上、東川原	2,229	694	13.3%	12.7%
		629	68	28.2%	9.8%
長 田	北志野、北長田、上田井、嶋、長田中、深田、別所、松井、南志野	3,275	998	19.5%	18.2%
		714	109	21.8%	10.9%
鞆 淵	上鞆淵、下鞆淵、中鞆淵	817	308	4.9%	5.6%
		319	53	39.0%	17.2%
合 計		16,755	5,485		
		4,224	695	25.2%	12.7%

各地区人口及び世帯欄下段の数値は、65歳以上の人口および65歳以上の一人世帯数
 各地区人口比率及び世帯比率欄下段の数値は、各地区の人口及び世帯に対する比率

(那 賀 町)

地区名	大字名	人口(人)	世帯(戸)	人口比率	世帯比率
上名手	名手上、平野、名手下、西野山、江川中、切畑、	1,966	569	21.9%	18.3%
		551	30	28.0%	5.3%
名手	穴伏、名手市場	1,887	705	21.0%	22.7%
		550	99	29.1%	14.0%
那賀	名手市場	1,420	558	15.8%	17.9%
		315	71	22.2%	12.7%
王子	名手西野、藤崎、後田、王子	2,211	760	24.6%	24.4%
		402	64	18.2%	8.4%
麻生津	赤沼田、横谷、麻生津中、北湧、西脇	1,509	519	16.8%	16.7%
		307	93	20.3%	17.9%
合計		8,993	3,111		
		2,125	357	23.6%	11.5%

(桃 山 町)

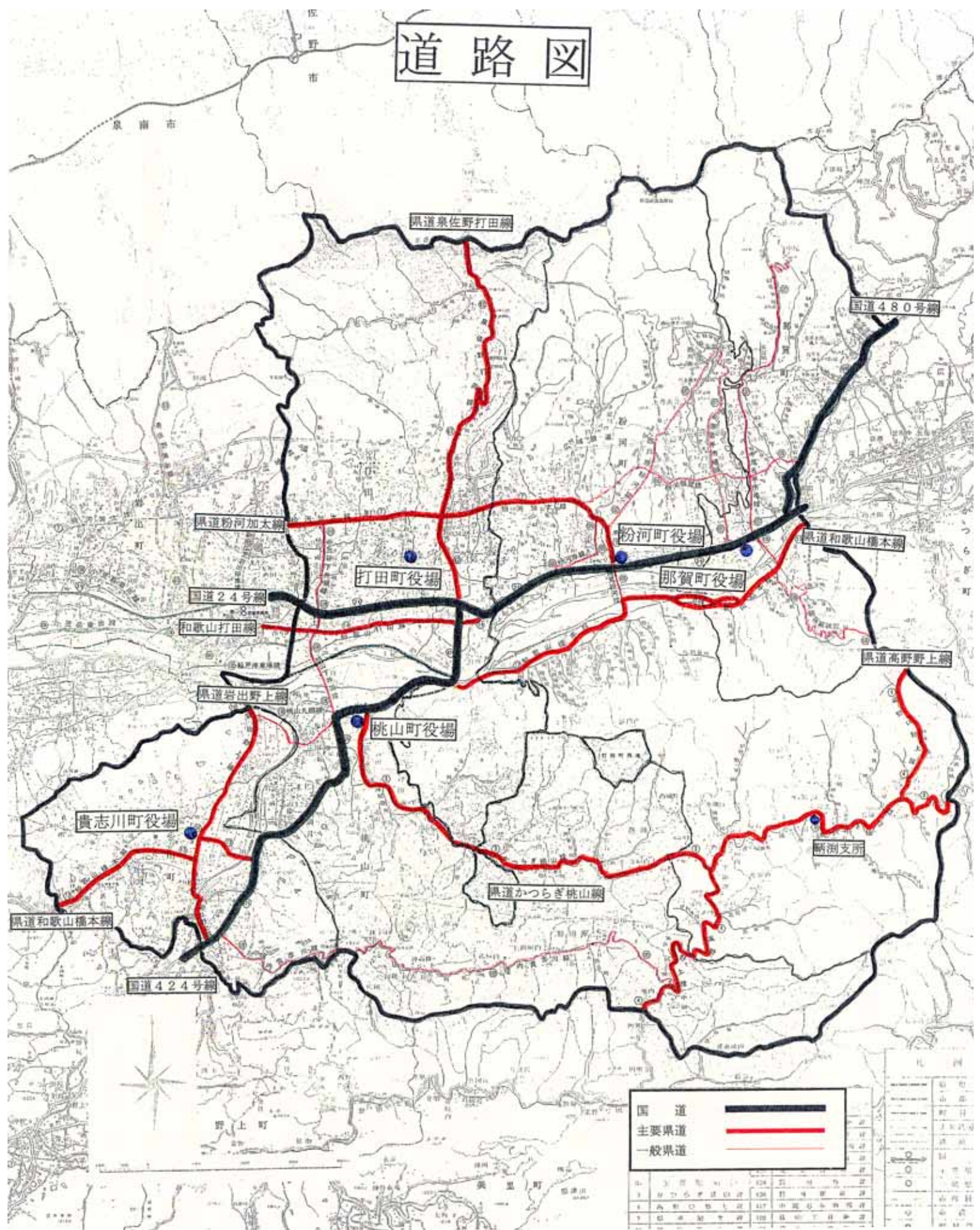
地区名	大字名	人口(人)	世帯(戸)	人口比率	世帯比率
安楽川	市場、元、段、段新田、神田、最上	5,349	1824	64.9%	64.9%
		1,257	219	23.5%	12.0%
調月	調月	1,724	572	20.9%	20.4%
		361	56	20.9%	9.8%
奥安楽川	大原、善田、黒川、野田原、脇谷	1,047	350	12.7%	12.5%
		394	50	37.6%	14.3%
細野	垣内、中畑、峯	127	63	1.5%	2.2%
		78	20	61.4%	31.7%
合計		8,247	2,809		
		2,090	345	25.3%	12.3%

(貴 志 川 町)

地区名	大字名	人口(人)	世帯(戸)	人口比率	世帯比率
中貴志	前田、尼寺、上野山、神戸、国主	6,677	2261	30.4%	30.9%
		993	145	14.9%	6.4%
東貴志	井ノ口、高尾、岸小野、北	3,562	1157	16.2%	15.8%
		701	101	19.7%	8.7%
西貴志	長原、長山、西山、岸宮、鳥居	8,063	2671	36.7%	36.6%
		1,269	158	15.7%	5.9%
丸 栖	北山、丸栖	3,684	1217	16.8%	16.7%
		650	84	17.6%	6.9%
合計		21,986	7,306		
		3,613	488	16.4%	6.7%

各地区人口及び世帯欄下段の数値は、65歳以上の人口および65歳以上の一人世帯数
 各地区人口比率及び世帯比率欄下段の数値は、各地区の人口及び世帯に対する比率

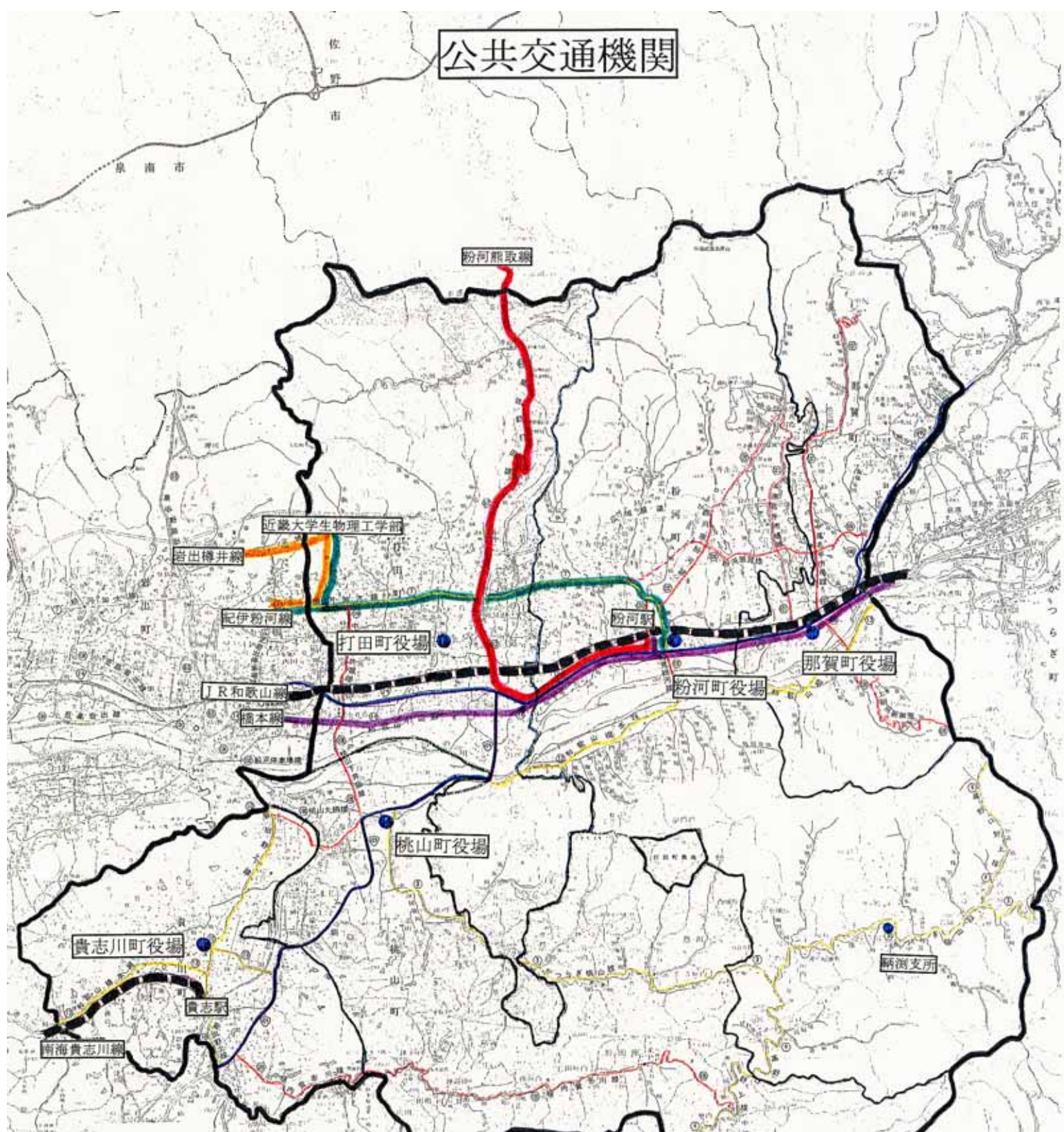
道路図



国道	
主要県道	
一般県道	

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

公共交通機関



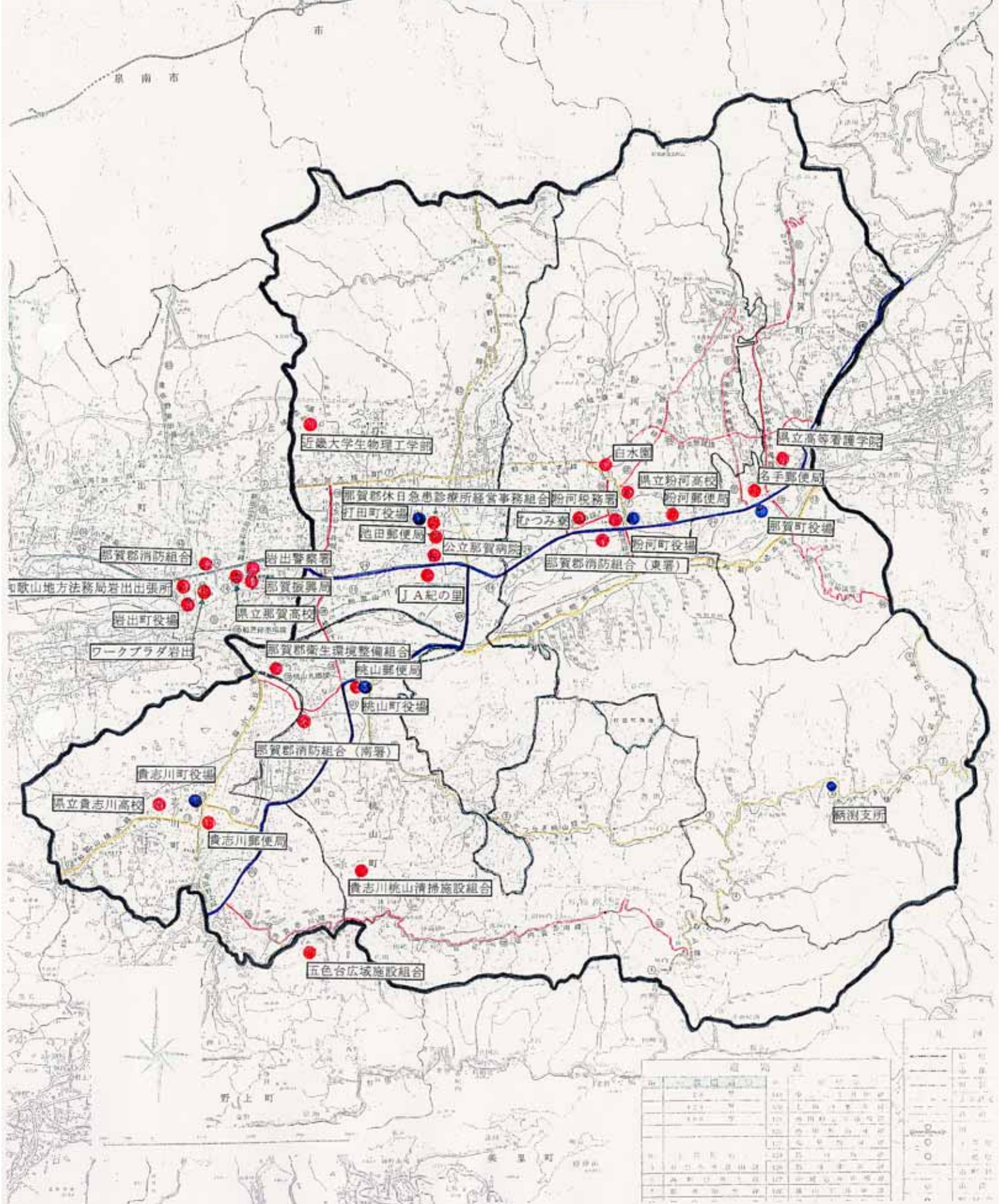
民間バス路線

路線名	運行系統	経由地
橋本線	和歌山市駅～粉河駅～橋本駅前	打田・粉河・那賀
	和歌山市駅～粉河駅～那賀営業所	打田・粉河・那賀
	粉河駅前～橋本駅前	粉河・那賀
紀伊粉河線	和歌山市駅～四日市～粉河駅前	打田・粉河
	紀伊駅～四日市～粉河駅前	打田・粉河
	紀伊駅前～近畿大学	打田
	和歌山市駅～近畿大学～粉河駅前	打田
若出樽井線	若出駅前～近畿大学～樽井駅前	打田
	粉河熊取線	粉河～打田

路線名	運行系統	経由地
和歌山線	和歌山市駅～四日市～粉河駅前	打田・粉河
紀伊線	紀伊駅前～四日市～粉河駅前	打田・粉河
近畿線	紀伊駅前～近畿大学	打田
和歌山近畿線	和歌山市駅～近畿大学～粉河駅前	打田
若出樽井線	若出駅前～近畿大学～樽井駅前	打田
粉河熊取線	粉河熊取駅前～熊取駅前	粉河・打田



主な官公署等の位置図



縮尺		縮尺	
1:50,000	1:100,000	1:200,000	1:500,000
1:1,000,000	1:2,000,000	1:5,000,000	1:10,000,000

本 庁 舎 の 概 要

町 名		打 田 町		粉 河 町		那 賀 町		桃 山 町		貴 志 川 町		
地理的 条件	住所	打田町大字西大井338		粉河町大字粉河412		那賀町大字名手市場146-4		桃山町大字元381		貴志川町大字神戸327-1		
	公共交通 機関	JR和歌山線 打田駅徒歩6分		JR和歌山線 粉河駅徒歩5分		JR和歌山線 名手駅徒歩3分		JR和歌山線 下井阪駅 バス10分 (約3.6km)		南海貴志川線 貴志駅徒歩15分		
	主要アク セス道	国道24号線 町道東大井四日市線 町道東国分赤尾線		国道24号線 県道粉河加太線		国道24号線 町道名手市場麻生津線		国道424号線 県道かつらぎ桃山線		県道岩出野上線 県道和歌山橋本線		
建 物 の 状 況 敷 地 関 係	名 称	本庁舎 新築		名 称	本庁舎 新築		名 称	本庁舎 新築		名 称	本庁舎 改築	
	竣工時期	昭和52年9月		竣工時期	昭和32年11月		竣工時期	昭和48年3月		竣工時期	昭和49年8月	
	建物構造	鉄筋コンクリート4F		建物構造	鉄筋コンクリート4F		建物構造	鉄筋コンクリート3F		建物構造	鉄筋コンクリート3F	
	延床面積	3,264.61㎡		延床面積	2,633.73㎡		延床面積	1,805.14㎡		延床面積	1,774.42㎡	
	耐震性	不明		耐震性	不明		耐震性	不明		耐震性	不明	
	昇降設備	11人乗り 1基		昇降設備	無		昇降設備	無		昇降設備	無	
	障害者用設備	トイレ		障害者用設備	トイレ・スロープ		障害者用設備	トイレ		障害者用設備	スロープ	
	名 称	保健福祉センター		名 称	東別館		名 称	農耕センター(車庫含)		名 称	就業改善センター	
	竣工時期	平成10年10月		竣工時期	昭和46年3月		竣工時期	昭和48年3月		竣工時期	昭和54年5月	
	建物構造	鉄筋コンクリート4F		建物構造	鉄筋コンクリート3F		建物構造	鉄筋コンクリート2F		建物構造	鉄筋コンクリート3F	
	延床面積	5,255.00㎡		延床面積	956.32㎡		延床面積	968.35㎡		延床面積	667.54㎡	
	耐震性	不明		耐震性	不明		耐震性	不明		耐震性	不明	
	昇降設備	20人乗り 1基		昇降設備	無		昇降設備	無		昇降設備	無	
	障害者用設備	トイレ・点字案内・手すり		障害者用設備	無		障害者用設備	無		障害者用設備	スロープ	
	名 称	打田町公民館		名 称	保健センター		名 称	すこやかセンター		名 称	IT親子ホール	
	竣工時期	昭和49年5月		竣工時期	昭和55年3月		竣工時期	平成9年11月		竣工時期	平成14年10月	
	建物構造	鉄筋コンクリート3F		建物構造	鉄筋コンクリート2F		建物構造	鉄筋コンクリート3F		建物構造	鉄筋コンクリート3F	
	延床面積	1,407.00㎡		延床面積	510.28㎡		延床面積	2,583.13㎡		延床面積	1,174.45㎡	
	耐震性	不明		耐震性	不明		耐震性	新耐震基準		耐震性	耐震安全性分類 類	
昇降設備	9人乗り 1基		昇降設備	階段式昇降機		昇降設備	20人乗り 1基		昇降設備	11人乗り 1基		
障害者用設備	トイレ		障害者用設備	トイレ		障害者用設備	専用トイレ		障害者用設備	トイレ・スロープ・点字ブロック		
延床面積	9,926.61㎡		4,100.33㎡		5,356.62㎡		3,616.41㎡		5,978.61㎡			
敷地面積	9,525.28㎡		5,227.41㎡		4,389.00㎡		6,523.40㎡		10,390.50㎡			
駐 車 場 (外来用)	197台(内障害者用13台)		63台(内障害者用 4台)		51台(内障害者用 5台)		66台(内障害者用 6台)		92台(内障害者用 6台)			
(職員用)	72台		118台		72台		99台		167台			
(公用車)	38台		45台		26台		19台		48台			

新市の事務所の事務の方式について

合併後の事務の方式は、住民サービスに直接影響するものであり、いかにして住民福祉を現在の水準より低下させずに住民に満足が得られる行政運営をするかについて検討して決める必要があります。

しかし、現在及び将来にわたっても、厳しい財政状況での行政運営においては、行政経費の節減による住民福祉の向上を図る必要があるため、将来を見通して十分検討した後に結論を出す必要があります。

新市の事務所の方式としては、主として「本庁方式」、「分庁方式」、「総合支所方式」の3つがあるとされています。

ただし、これらの類型は「相対的」なものであり、例えば、「本庁方式」を採用しても、「支所」への決裁権限の委譲が増えれば、実質的には「総合支所方式」へ近くなり、また、その逆も考えられます。また、「分庁方式」を採用しても、「本庁」の総合的な政策判断の余地が増えるほど「本庁方式」に近くなると考えられます。

いずれの方式を選択するにせよ、市町村合併の長所を最大限に引き出し、短所を最小限に抑えるように、地域の実情や社会情勢を勘案しながら、財政支援措置の活用、庁舎間情報ネットワークの整備、人的交流の促進などの工夫を行うことが重要であります。

	概 要	長 所	短 所
本 庁 方 式	新庁舎を建設する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 町の庁舎の機構、組織を 1 箇所に集約する。 ・ 残りの庁舎は、窓口的な機能のみを持たせた支所、出張所となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務の効率化が図られる。 ・ 職員数は大幅に削減できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新庁舎建設に多大な費用が必要である。 ・ 本庁舎周辺以外の地域に対する住民サービスの低下が懸念される。
	既存施設を利用する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 町の庁舎を増改築し機構、組織を 1 箇所に集約する。 ・ 残りの庁舎は、窓口的な機能のみを持たせた支所、出張所となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務の効率化が図られる。 ・ 既存施設の利用のため費用（増改築等）は少なくすむ。 ・ 職員数は大幅に削減できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁舎周辺以外の地域に対する住民サービスの低下が懸念される。
分 庁 方 式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 町の現在の庁舎を分庁として、行政機能を振り分けて利用する。 例：総務、財政部門 町 福祉、環境部門 町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設の利用のため費用（改築等）は少なくすむ。 ・ 職員数は大幅に削減できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部門ごとに窓口が分散するため、住民サービスの低下が懸念される。 ・ 管理部門と分散するため、事務は非効率である。

	概 要	長 所	短 所
総合支所方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務・企画・財政部門を除き、現在の5町における現場機能をそのまま残す方式。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設の利用のため費用（増築等）は少なくすむ。 ・ 住民や職員にとっても現状に近く、住民サービスの低下はあまり懸念されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場職員数が合併前と同数程度必要である。 ・ 管理部門との連携のため情報化等を進める必要がある。

庁舎の方式（機能）の検討ポイント

- ・ 住民の利便性
住民にとってサービスの低下を招かないようどのように機能を分散させるか。
- ・ 事務の効率性
合併による事務の効率性を高めるためにはどのようにすべきか。

本庁方式

本庁の業務

- ・ 市役所全般の総括
- ・ 市の各種施設に係る総合的な企画、立案
- ・ 各種業務に係る専門的な住民対応業務
- ・ 支所に対する総合的な支援

支所の業務

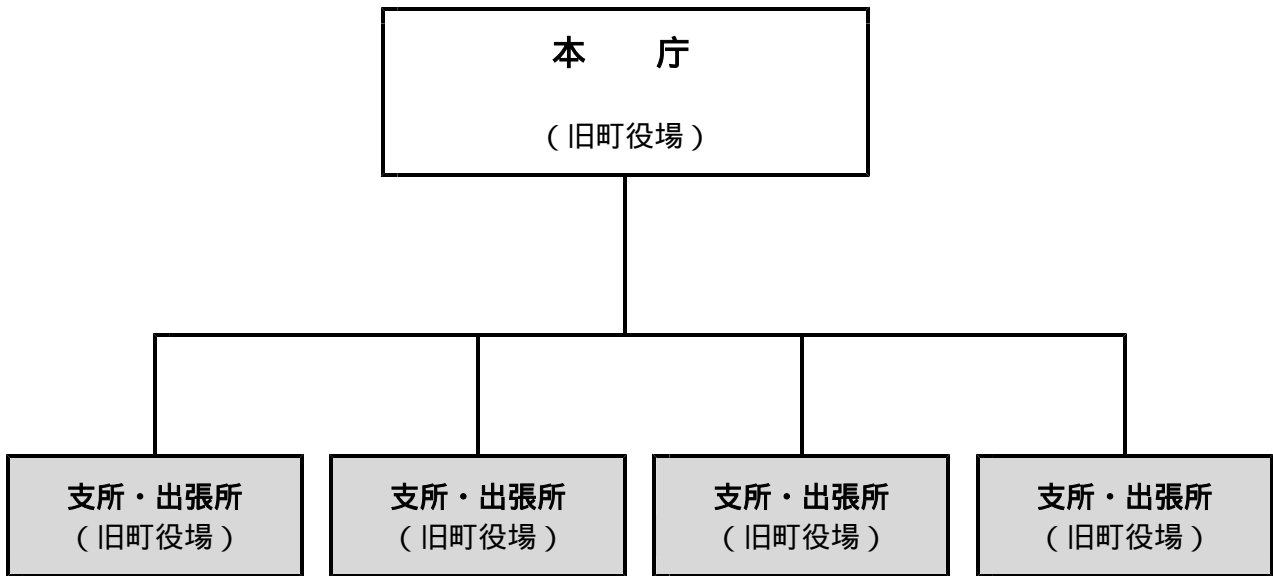
- ・ 住民に対する窓口業務

現在ある町の庁舎の組織、機構すべてを1箇所に集約する方式。残った庁舎は、窓口的な機能のみを持たせ、支所又は出張所とするもの。

全ての業務を本庁に置き、支所等は直接住民に関わりのある業務のみとする集中方式と、スペースの関係から一部の部門を支所に置く分散方式がある。

【本庁の位置づけ】 ----- （例）全市の機能、組織を集約した機関

【支所・出張所の位置づけ】 ---- （例）窓口サービスを提供する機関



分庁方式

分庁舎の業務

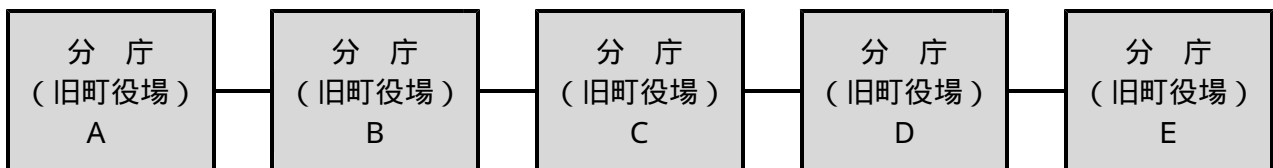
・行政機能を分割配置

- A 議会関係、総務部門、企画
- B 福祉部門、保健部門、生活環境部門
- C 産業部門、建設部門
- D 商工部門、観光部門
- E 教育委員会

現在の町の庁舎を「分庁舎」として、行政機能を各庁舎に振り分ける方式。

【分庁舎の位置づけ】 ----- 業務部門ごとに機能を分担した機関

A・B・C・D・Eの庁舎のいずれかを条例上の事務所の位置とする。



総合支所方式

本庁の業務

- ・市役所全般の総括
- ・新市の総合調整事務
- ・内部管理事務（支所における事務を除く）
- ・本庁1箇所で処理することが適当かつ効果的な事務
- ・本庁所管区域内については、総合支所と同様の業務

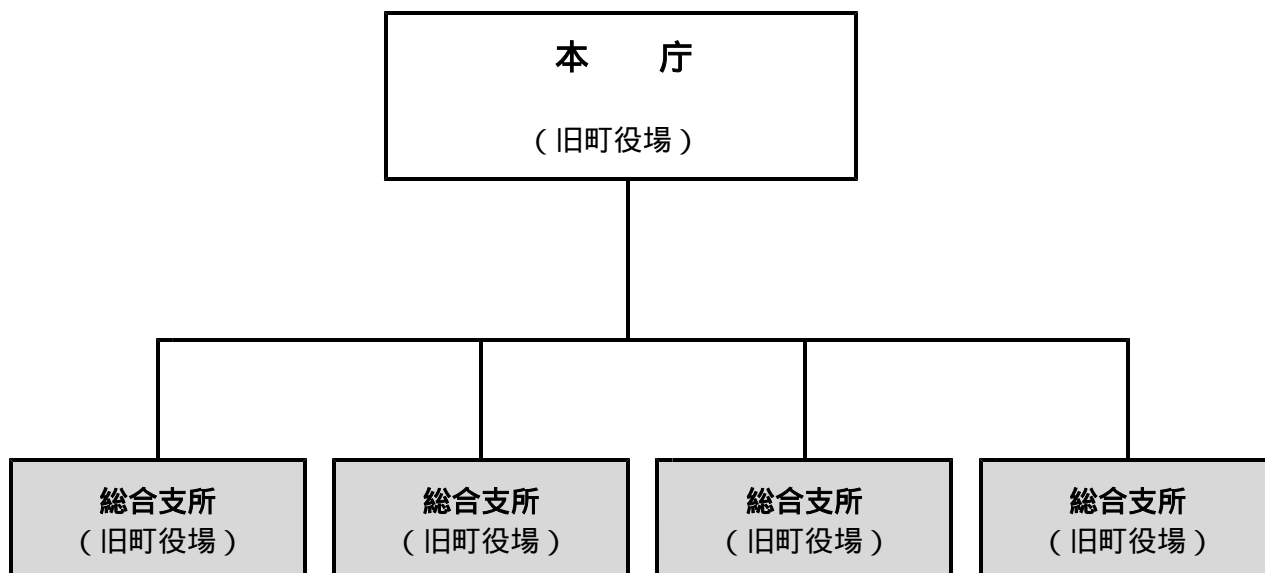
総合支所の業務

- ・合併前の町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する行政事務全般
- ・地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画、立案
- ・新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を任務

総務や企画・財政部門を除き、現在の町の庁舎の行政機構をほぼそのまま残す方式。

【本庁の位置づけ】 ----- （例）全市的な中枢管理機関

【総合支所の位置づけ】 ----- （例）地域の事業や住民サービスを直接提供する機関



【先進地事例】

(1) 兵庫県篠山市（本庁方式）

合併年月日 平成11年4月1日
 合併旧市町村 篠山町・西紀町・丹南町・今田町
 人口・面積 46,325人 377.61km²

・旧篠山町役場を新市の事務所（本庁）とする。事務所スペースの関係から、教育委員会のみ旧丹南町役場に置き、他の全ての機能は旧篠山町役場（本庁）に置く。旧篠山町以外の役場は全て支所とする。

職員数は、丹南支所が15名程度、西紀・今田支所が10名程度で、支所職員は幅広い知識や対応が必要とされるようである。

また、合併直後から本庁舎への職員集約を図ったため、収容しきれない部分は周辺の市民会館等を活用し、議場については、議員の在任特例を採用したため、丹南町役場の一部を改修して対応した。（現在の議場は本庁）

篠山市の職員数は合併直後で約680名で類似団体よりも約100名多いことから、交付税の優遇措置のある合併後10年間で適正規模まで削減する方針である。

篠山市の支所体制



(2) 香川県東かがわ市（分庁方式）

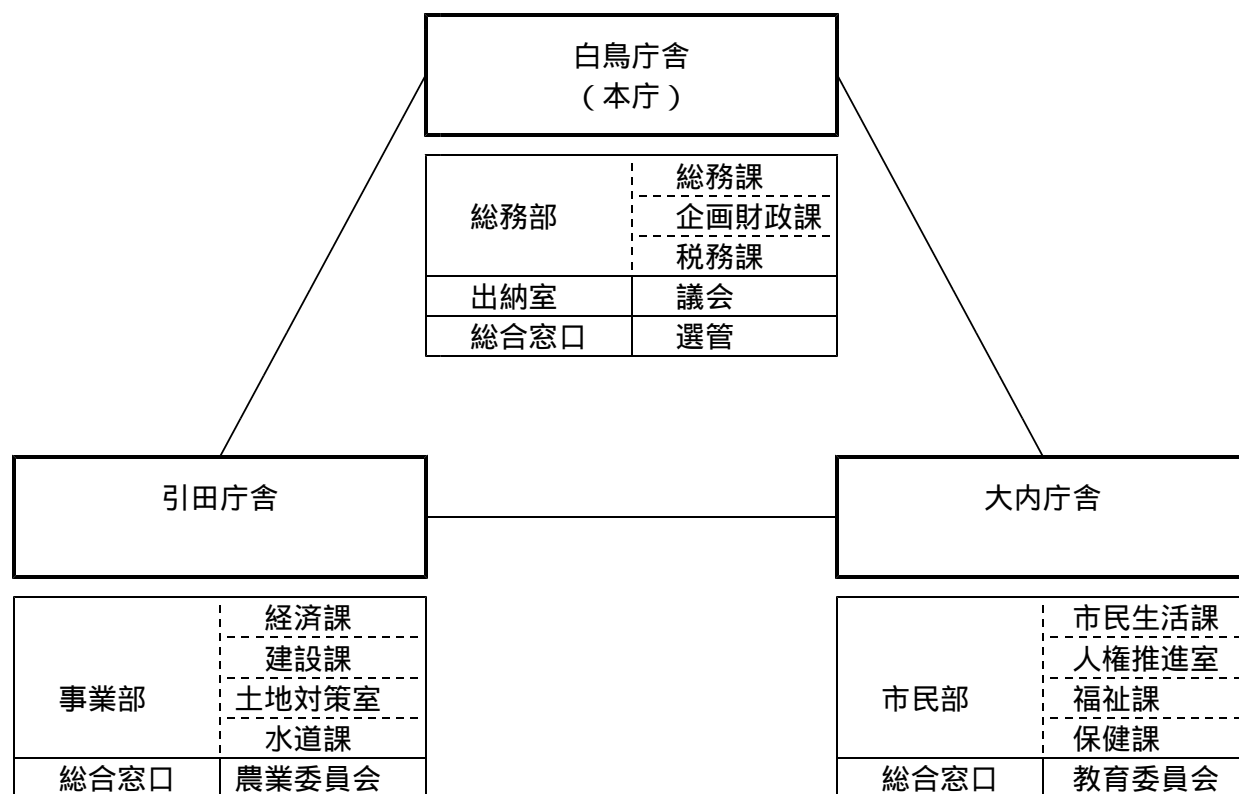
合併年月日 平成15年4月1日
 合併旧市町村 引田町・白鳥町・大内町
 人口・面積 37,760人 153.34km²

・3町の中に位置する旧白鳥町役場を新市の事務所（本庁）とし、総務部・議会事務局・出納室を置き、旧引田町役場に事業部・旧大内町役場に市民部・教育委員会を置く分庁方式。

3庁舎とも総合窓口を設ける。（なお、議会事務局と委員会室は白鳥庁舎に議場は引田庁舎に配置する分散型）また、合併特例債を活用した新庁舎建設も議論されたが、最終的には「新庁舎を建設する場合は白鳥町内とする」旨協定書に盛り込まれた。また、新市建設計画の中にも明記されている。

3町で現在380人の職員を合併後10年間で60人（約16%）削減する予定である。

東かがわ市の分庁舎体制



(3) 山口県周南市 (総合支所方式)

合併年月日 平成15年4月1日

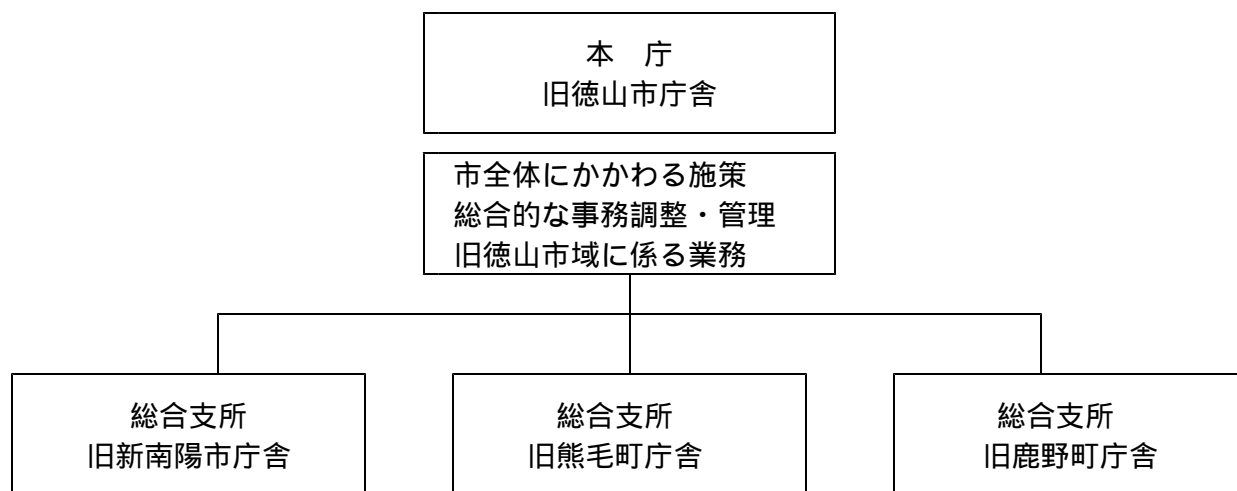
合併旧市町村 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町

人口・面積 157,383人 656.09km²

・旧徳山市役所を新市の事務所(本庁)とし、全ての機能を置き、他の旧役所・役場は、企画・総務部門を除いた全ての機能を置いた総合支所とする。ただし、協定書に「合併時の新市の事務所の位置は、徳山市役所とする。」としている。

また、総合支所は、現行組織から管理機能の一部を除いた組織として合併前の市町の区域を所管し、住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案し、新市建設計画に予定されている地域別整備方針の実現を任務とする。

周南市の本庁－総合支所の関係と総合支所の組織体制



管理機能の一部を除き総合行政機能
地域振興策を企画立案する
それぞれの旧町地域に係る事務

新南陽総合支所		熊毛総合支所		鹿野総合支所	
管理部門	地域振興課 総務課 税務課	管理部門	地域振興課 総務課 税務課	管理部門	地域振興課 総務課 税務課
住民・福祉部門	コミュニティ課 環境対策課 福祉課 児童家庭課 保健年金課 健康増進課	住民・福祉部門	市民生活課 健康福祉課	住民・福祉部門	市民生活課 健康福祉課
産業部門	産業振興課 農委事務局	産業部門	産業振興課 農委事務局	産業部門	産業振興課 農委事務局
土木部門	土木建築課 都市整備課 区画整理課 下水道課	土木部門	土木建築課 都市整備課	土木部門	施設課
出納部門	会計課分室	出納部門	会計課分室	出納部門	会計課分室
教育部門	教育総務課 生涯学習課 市民課・ツ課	教育部門	教育総務課 社会教育課	教育部門	教育総務課 社会教育課

(4) 香川県さぬき市 (本庁方式 + 分庁方式)

合併年月日 平成14年4月1日

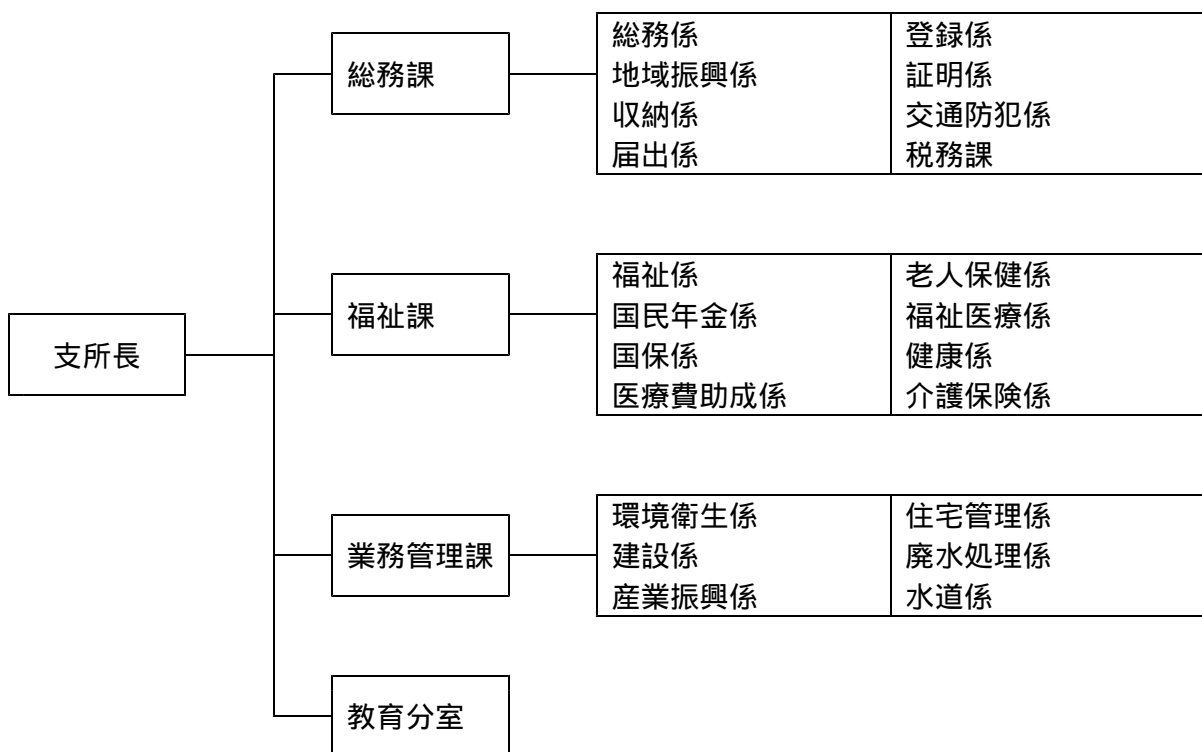
合併旧市町村 志度町・津田町・大川町・寒川町・長尾町

人口・面積 57,772人 158.84 km²

・旧志度町役場の庁舎を本庁とするが、最北部に位置することなどへの他町の懸念もあり、「当面の本庁舎」と位置づけ、合併協定書にもその旨記されている。

総務部に残り4町の旧町役場を支所とし総務課、福祉課、業務管理課を配置する。一方で、教育委員会を津田支所内、福祉事務所を長尾支所内、水道局を大川支所内、情報政策拠点を寒川支所内に置き、分庁的に配置している。

さぬき市の支所体制



新市の事務所の建設の是非について

新市の庁舎建設について、ただ単に建設の是非だけでなく、新しい庁舎が必要であるかどうかについて検討する必要もあります。合併先進地においても、新庁舎の位置や建設の可否についての検討に多くの時間が費やされたが、検討結果として、「新庁舎を建設する」「新庁舎を建設しない」「当面の庁舎を決定し、新市において改めて検討する」の3つに分類できると考えられます。

合併に伴い新市の庁舎を建設する判断要件

- ・ 5町の庁舎が老朽化して、又整備等が整っていないため新市の事務所として利用できない
- ・ 5町の庁舎が現在でも狭あいであり、新市の事務所として効果的・効率的な行政運営に支障をきたす恐れがある場合
- ・ 5町の庁舎の位置と、幹線道路・公共交通機関の駅等の距離があり、住民の利用に著しく支障がある場合
- ・ 将来にわたって住民サービスの向上を図ったうえにおいても財政的に余裕があり、新庁舎建設に住民の理解が得られる場合

	長 所	短 所
庁舎を建設する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新庁舎は新市のシンボルにもなり、新市誕生の印象が強い。 ・ 新庁舎は新しく、一般的には大きい。 ・ 職員が一堂に会する場合に、多くの職員を収容できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新庁舎を建設するとなると莫大な費用がかかる。 ・ 旧庁舎を除却しない場合には、たとえ支所として機能させるとしても建物の大部分が空きスペースとなり、これをどのように活用するかを検討が必要となる。 ・ 新市発足時には、新庁舎建設が間に合わない ・ 新庁舎がない地域は、新庁舎がある地域より寂れる懸念がある。
庁舎を建設しない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの現在の庁舎の有効活用が図られる。 ・ 事務の方式によっては、住民がこれまでと同じ庁舎サービスが受けられ、戸惑いが少ない。 ・ 既存施設を利用する場合、改装費程度で済む。 ・ 新庁舎の建設費用に相当する額が、新市における他の事業の財源として活用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が一堂に会する場合に、その職員を一つの庁舎に収容するのが困難である。 ・ 合併当初に議員の在任特例等が採用された場合は、議場の収容能力が課題となる。